

議案第20号

静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の2」を「100分の5を超えない範囲内において市規則で定める割合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市職員の給与に関する条例第12条第2項の規定は、令和4年2月1日から適用する。